

# 嫁取婚の成立時期について

——公家の場合——

辻垣晃一

## 一 はじめに

現在、前近代の婚姻研究は、全階層（公家・武家・庶民）において婿取婚から嫁取婚へ移行するという一元的発展図式を採用する立場が主流である。その先学によって、「公家の婚姻形態は、室町時代を境に婿取婚から嫁取婚へ転換した」とこれまで説明されてきた。本稿は、その先学が示した嫁取婚への転換の時期を修正することを目的とする。

## 二 問題の所在

先述の公家の婚姻学説は、特に石井良助・高群逸枝両氏によって提示された。しかし、両氏以降公家の婚姻形態に関する専論は管見の範囲では見あたらない。両氏の見解は通説化してい

るのである。例えば、最新（一九九三年）の法制史概説書『日本法制史』を見ると、「公家において嫁取婚が一般的になったのは室町時代である」とある。

ところで、先学の婚姻学説に不十分な点はないのであるうか。石井良助氏は、平安時代末期から鎌倉時代にかけて婿取婚であることとされるが、儀式が婿取り形式なのか日常も夫が妻方にいるのかまで注意されていないし、鎌倉時代中期以降の事例を取り挙げられていない。つまり、中世前期における公家の婚姻形態の変遷を正確に捉え切れていないのである。高群氏の場合、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけては「経宮所婿取婚」で、鎌倉時代中期から後期にかけては「擬制婿取婚」であるとされるが、栗原弘氏によって、「高群氏の平安時代における婚姻学説の論法は強引である」と見なされている以上、他の時代においても注意を要さねばならない。また、上記『日本法制史』も室町時代を嫁取婚と見なす上での具体的な論拠を提示されてい

るわけでもない。おそらく、石井良助氏の説を前提にしているであろう。また、関口裕子氏他著『家族と結婚の歴史』（服藤早苗氏執筆分）によると、鎌倉時代中期頃から公家で嫁取り儀式が見られるようになったとされるが、それは儀式の一面のみの見解であり、夫婦が日常生活を夫方と妻方のどちらで送っているのかまで注意されていないし、かつ論拠も不明である。以上のように、嫁取婚成立時期に関する研究は、十分な視点及び史料の裏付けに基づいて展開されていないのである。

婚姻形態を論じるに当たって注意すべき点は、婚姻儀式の内容と夫婦の普段の居住形態の問題である。具体的には、婚姻儀式や婚姻場所が誰が差配するのか、新婚夫婦の居住場所はどこなのか、その居住はいつまで続くのか、といった点である。すなわち、嫁取婚と判断する基準は、婚姻儀式が夫方主導で行われ、かつ日常においても夫方で生活をしている場合とする。であるから、逆に婿取婚と判断する基準は、婚姻儀式が妻方主導で行われ、かつ日常も夫が妻方で生活している場合となる。

なお、結論から言えば、筆者は、鎌倉時代中期頃を嫁取婚成立の時期と見る立場から、中期以前の婿取婚とそれ以降の嫁取婚との対比をし、それによって嫁取婚の成立時期を明確に提示できるものと考ええる。

### 三 平安時代末期から鎌倉時代初期の婚姻形態

先述したように、高群氏によると、本時代の婚姻形態は「経営所婿取婚」であると言う。「経営所婿取婚」とは、妻の親や後見者が、自分の家以外に婚姻場所を新たに作り、そこに儀式をもって婿取り、そのあと妻家沙汰の新居に移る形式の婚姻であるという<sup>5)</sup>。しかしながら、氏が、「経営所婿取婚」と判断された婚姻事例を検討すると、それに該当する事例は極めて少ないと言える。敢えて該当する事例があるとすれば、氏が「経営所婿取婚」の典型的な例とした源憲俊と藤原宗忠女との婚姻だけである。他に、舅の家以外で婚姻を行った事例は見られるが、その後に「妻家沙汰の新居」に移った事例は見えず、ほとんどが舅の家に移っているのである。例えば、それを藤原忠通と藤原宗通女との婚姻例で確認してみよう。『殿曆』及び『中右記』元永元年（一一一八）八月八日条に、「民部卿許ニ内府可被渡定云々」「晚頭着直衣、行向民部卿亭、今日依吉日被経営之事被定也」「内府御事也」とある。すなわち、藤原忠通が舅藤原宗通の許へ渡ることに決定し、宗通亭でその婚姻の次第も定められているのが分かるが、『中右記』及び『殿曆』の同年十月二十六日条は、「今夜内大臣殿始渡給民部卿姫君許、（中略）申時許行向民部卿経営所」「三條大宮播磨守基隆宅也」「戌時内府被渡彼亭」（民部卿

家」(一)内は筆者)と見えるように、忠通は舅宗通の姫君の許へ向かつており、その場所は宗通差配の家(三條大宮殿)である。そして、『中右記』元永二年(一一一九)二月二日・九日条によると、「内大臣殿御所〔三条大宮〕」とあるし、『法性寺殿御記』同年同月六日条にも、忠通が女房を具して内裏から大宮に帰る記事があることから、宗通差配の三條大宮殿に渡った後、しばらくはその家に居たものと見られる。しかし、その後、忠通はどこに移ったのかというと、『中右記』元永二年四月十九日条には、「今日依吉日、殿下初度渡給内大臣殿御所也〔民部卿亭東洞院五条坊門〕」と見えることから、三條大宮殿から舅の家である東洞院五条坊門殿に渡っていることが分かる。このような舅の家に住む事例が本時代には多いことから、「経営所婿取婚」なる婚姻段階をあえて設定する必要性はないと言っても良からう。重要なのは、どこで婚姻儀式を行ったというのではなく、婚姻の開始はどういう形式であり、誰が婚姻儀式を差配したかという点である。そして、夫婦の日常生活をも合わせ見ること、本時代の婚姻形態を捉えることは可能だと考える。

では、まず婚姻の開始が分かる事例を挙げておこう。『後二条師通記』寛治七年(一〇九三)四月八日条に「大夫家雅遣右衛門督、前駟六人」とあり、藤原家雅が藤原公実の許へ渡っている。また、『桃華葉』胡曹抄所収『忠順記』永暦二年(一一六一)正月二十九日・二月二日条によると、「中納言中将

嫁娶(中略)今日中納言殿渡御」とあり、兼実の婚姻の開始を知ることができる。家雅・兼実ともに妻方に渡御していることから、儀式としては、婿取り形式であることが分かる。先述の忠通の場合も婿取り形式で婚姻は開始されている。

次に、その婚姻の開始が舅の差配で行われた事例を挙げておこう。藤原忠実と源俊房女との婚姻である。『後二条師通記』及び『中右記』寛治三年(一〇八九)正月二十九日条に「中将前駟八人」「左府御経営、今夜露頭」とあることから、藤原忠実が源俊房女の許へ渡り、かつその費用は、舅俊房の負担である婿取婚であることが分かる。また、先述の忠通や宗忠の場合も舅差配による婚姻である。

そして、夫婦の居住形態も確認しておこう。『字槐記抄』仁平二年(一一五二)正月十六日条に「今夜師長露頭」とあり、藤原師長の婚姻は婿取り形式だったと推測できる。妻は故頼頼の女であるが(同年同月十日条)、どこに婿取られたかは明らかでない。しかし、婿取婚であることをさらに確認するため、師長が妻を離別する記事を見ておこう。『玉葉』仁安二年(一一六七)五月一日条を見ると、「去二十七日夜、新大納言師長離別室俄出宅、于今不知在所云々、(中略)或人云、於宅出者、一定可、取太相国女云々、件女為大宮之養子、可執簪云々」とある。藤原師長が妻(恐らく故頼頼女)と離別してから宅を出てしまい、在所不明との噂が兼実のもとへ届いた。ある人が云うには、「それは、清盛に婿取られたからで

あろう」とのことであつた。離別後の「出宅」といい、その後の「簪取」といい、師長はいずれも婿取られて妻方に住んでいるものと判断できる。また、『中右記』寛治三年（一〇八九）

十月三日条の、「左大将殿女子御産略御産所左府土御門亭也」という記事から、藤原忠実の女子は舅源俊房の土御門亭で生まれており、夫婦の日常が舅方に置かれているものと判断できる。

以上のように、日常・儀式の両側面から婿取りの事例を確認することができ、かつ、婿取婚を傍証する事例もいくつか見られるのである。上記で取り上げた事例には、夫とその父及び舅との間で著しく身分差があるような例はなく、両者はほぼ対等な関係である点からも、外的要因を伴わずに広く婿取婚が成立していたと主張できる。

ところで、婿取婚ばかりではなく嫁取婚も若干ではあるが見出せられる。『桃華藥葉』胡曹抄所収の『廣季記』平治元年（一一五九）七月一日条に、「六条摂政殿迎信頼妹給」とあり、藤原基実が藤原信頼妹を迎えている。しかし、この婚姻例は、後述する『玉葉』所収嘉禎三年（一二三七）に見える近衛兼経と九条道家女との嫁取婚の先例として取り上げられている。同書によると、「平治例如入内不足為例、承万（永万の誤り）、承安、建仁不快、仍今度無迎車」とあり、夫が妻を迎えるための車を出すのは入内の如きものであり、先例としてはよくないと判断されているので、おそらく、基実を妻を迎えるときに「出車」を出したのであろう。次に、藤原基房と花山院

忠雅女（忠子）の婚姻を見ておこう。『玉葉』承安元年（一一

七一）八月十日条に、「今日、摂政娶前太相国嫡女云々」とあり、基房が忠雅女と婚姻していることを確認できる。この婚姻も『玉葉』嘉禎三年（一二三七）の近衛兼経・九条道家女（仁子）との嫁取婚の不快な先例の一つに挙がっている。上記

『玉葉』の記事の「承安」の例に当たる。具体的に、『玉葉』承安元年（一一七一）八月二十二日条で確認しておこう。「今日、摂政、室家嫁娶之後、初被行「被」向華山院云々」、（中略）

還了後、摂政相共被渡北、邦綱卿家云々「日来摂政所被居此家也、而為此事、暫被申請中宮御所、以彼家、故摂政殿娶白川殿給、依為不吉之例、故被違彼例云々、中宮御同宿云々、頗以見苦事也」とある。婚姻儀式は基房妹の中宮育子御所で行われたと思われ、基房夫婦は育子御所から舅方の華山院へ挨拶に行っていることが分かる。しかしながら、

育子と夫婦が同居することは、育子が基房の妹である一方で天皇家でもあるためか、「見苦事」であり、また育子御所であった基実が嫁取婚を執り行った悪い例（永万の例、但し史料は伝存していない）があるので、基房夫婦は育子御所を離れ、基房父忠通の家司である邦綱の家に移った。藤原基実・基房の事例は、いずれも後世に悪い嫁取婚の先例と見なされていることから、当時嫁取婚が行われたとしてもそれが一般的な婚姻形態ではなかったことを示しているといえよう。『愚昧記』治承元年（一一七七）十一月十五日条を見ると、藤原実定が藤原邦綱女

を迎えようとして迎車・供を送っているが、結局邦綱から送り返されているのである。

次に、鎌倉時代初期の九条良輔と坊門信清女との婚姻例を見ておこう。『明月記』建仁二年（一一〇二）四月十九日条に、「明日此御新妻行始給云々、或可<sub>レ</sub>献<sub>レ</sub>出車、或可<sub>レ</sub>御共、様有<sub>レ</sub>其沙汰、（中略）右金吾深恐<sub>レ</sub>仙洞之間、頗異<sub>レ</sub>普通之儀」とある。婚姻に際して、夫が妻を迎えるための車・供の者を出すべきかどうかで議論があったのである。妻の兄弟坊門忠信によると、それは後鳥羽上皇の機嫌を損ねるものであり、「普通之儀」ではないという。しかし、同書翌日条を見ると、「今夜猶可<sub>レ</sub>御共、率爾雖<sub>レ</sub>見苦、可<sub>レ</sub>参<sub>レ</sub>之由申了」とあることから、結局、軽率で見苦しいとはいえず、迎える供が夫側から出されることになった。この婚姻は夫が妻を迎えた点、その差配が夫側で行われた点からも、嫁取婚の事例といつて良い。良輔の婚姻から三十五年後に記録されている前掲『玉葉』嘉禎三年（一二三七）条においても嫁取婚の先例と見なされている。しかし、夫による妻の迎え方が入内の如きもので問題なのであるうか、やはり良くない不快な先例となっている。上記『玉葉』の記事の「建仁」の例に当たる。

平治・承安・建仁の嫁取婚が不快な理由は、婚姻方式に求められると考えられる。なぜ婚姻方式が問題になるかと言えば、方式によっては、「平治例如<sub>レ</sub>入内」と見える如く、天皇の婚姻と似てしまうからである。高橋秀樹氏によると、平治以下の

例が不快な理由は、婚姻方式ではなく夫が処罰されていたり世していたりというような、誰の「悪い」例であったかという点にあるという。しかしながら、平治以下の悪しき例があるにもかかわらず、舅道家が嫁取婚を納得した決め手は、相舅の事実が「婚姻方式を改めればよい」と提案したからであって、他の良い嫁取婚を持ち出したわけではない。いきおい婚姻方式を無視することはできないと考える。

平治以下の嫁取婚の例のうち、基房の場合は、夫方に住居を構えていることが分かる。基実・良輔の事例は、日常生活が夫方で行われたかどうかの確認を得ることは難しいが、婚姻の開始が嫁取り形式である事は確かである。特に、良輔の場合、夫方主導で婚姻が開始されている。儀式・日常の両側面から嫁取婚が見られるが、嫁取婚は、入内の如き婚姻になる恐れがあることから、未だ成立していなかったと言える。

嫁取婚は避けるべき婚姻であったことをさらに確認させてくれる事例として、建久二年（一一九一）の九条良経と一条能保女との婚姻がある。『玉葉』建久二年六月二日条に、「大将迎<sub>レ</sub>婦之儀、猶不可<sub>レ</sub>然、（中略）去夜自<sub>レ</sub>閨東、此間事、偏可<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>殿下御定<sub>レ</sub>之由申送候、仍於<sub>レ</sub>今者、可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>迎<sub>レ</sub>大将也、進<sub>レ</sub>娘之儀不可<sub>レ</sub>候云々〔日来頼朝卿可<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>娘、不可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>迎<sub>レ</sub>之由（中略）、然而、近例皆不快（下略）〕仍一條家可<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>之由仰<sub>レ</sub>之」と見える。能保の義兄である頼朝が嫁取婚を勧めるのに対して、兼実は不快であると見なし、婿取婚を主張している。そして、

良経は舅方の一條家に迎えられたのである。同月二十五日には、「此日左大将殿渡別当能保卿」「一條室町亭」とあることからして、良経が能保の一條室町亭に渡っている事を確認できる。

同書同年七月二十五日条には、「大将亭始饗応賓客云々、(中略)別当能保(中略)、其後、大将女房行始、来此亭」とあり、舅能保が婿の家に招かれ、妻も到着している。「吾妻鏡」建久二年六月九日にも良経の婚姻記事が記されている。ここでは、能保女の装束を北条政子が沙汰していることから、能保の政治的立場が当婚姻には影響していると思われる、特殊な婚姻事例と言えるが、婿取婚と見て差し支えない。

ところで、この事例は、公家・武家の婚姻形態が対照的に描かれているため、鎌倉時代における公家の婚姻形態を婿取婚、武家のそれを嫁取婚と見なす通説の格好の材料となっているのである。しかしながら、当然この事例に寄りかかって、鎌倉時代全般の公家の婚姻形態は婿取婚であったと見なすことには賛成できない。ただ、平安時代末期から見られる嫁取婚を避けようとする姿勢は、鎌倉時代初期になっても変わらないことは確かである。

鎌倉時代初期に嫁取婚が成立していないとすると、当然婿取婚の事例をさらに確認する必要がある。『明月記』承元二年(一一〇八)四月二十一日条に、「向一條垂相亭、吉事近々為尋申也」と言う記事があるが、これは、藤原定家が西園寺公経に吉事(婚姻)の件を尋ねた場面である。「一條殿」は、建

仁三年(一一〇三)の段階で公経の居所となっているし(同書同年二月二十日条)、「垂相」は大納言のことであるから、「一條垂相」は西園寺公経を指しているのである。その四日後には、「向一條亭、経営事今日也(中略)亭主説、大将殿御直衣」とあり、九条道家と西園寺公経女綸子の婚姻儀式の準備が舅公経の家で執り行われていることが分かる。下って、『洞院教実公記』貞永元年(一一三二)五月二十八日条を見ると、「太閤并北政所令詣、最密々、令渡入道相国新今出川新宅給」とあり、道家夫婦と道家の子教実が舅公経の新居に渡っている。また、一ヶ月後の同書同年六月二十八日条を見ると、「今日渡入道太相国今出川亭、一條亭依可為中宮御産所也」とある。

中宮藤原尊子(九条道家女)の「御産所」が道家の一條殿に定められたことにより、道家は舅公経の今出川亭に移ることになった。これらの記事からも、道家は舅の公経に婿取られていたと主張することができよう。他に舅の家に住んでいることだけを確認できる例を二つ挙げられる。『明月記』建暦二年(一一二二)十一月九日条の、「大夫忠賢(略)依為土左前司定家婿、住彼家也」と言う記事と、『明月記』嘉禄元年(一一二五)五月四日条の「公氏卿新妻「前上皇少将、後参安嘉門」立后、彼卿以之為妻居其宅」難産終命云々」という記事である。前者は、忠賢なる人物が土佐前司定家なる人物のもとに婿として住んでおり、後者は、三條公氏が「前上皇少将」を妻として、その家に住んでいることを確認できる。

以上のように、本時代において、嫁取婚は天皇の婚姻と似てしまうことから避けられるべき婚姻形態であり、一般的な婚姻形態は婿取婚だったと結論する。

#### 四 鎌倉時代中期以降の婚姻形態

高群氏は、本時代の婚姻形態を「擬制婿取婚」とされた。

「擬制婿取婚」とは、妻が夫方へ移動するも夫の家を妻の家と見なし、夫が擬制的に婿取られる婚姻形態であるという。<sup>(10)</sup> 高群氏はその妥当性から見ておこう。高群氏が、「擬制婿取婚」の根拠とした事例は、近衛兼経と九条道家の女仁子との婚姻事例である。氏が「擬制婿取婚」を主張する上で最も強調した根拠は、舅道家が、婿兼経の家である近衛殿に自分の娘を訪問する場面を描く箇所である。<sup>(11)</sup> ここでは、兼経が庭上に降りて道家を迎えたり、道家を「奥疊」に座らせるなど、道家に対して丁重に扱っている様子が描かれている。また、近衛殿に来訪している道家を兼経の父家実が訪ねるという場面も見られる。高群氏は、これらの事実から近衛殿の主人は家実でなく道家であると見なされ、道家と兼経の面談をもって「婿取婚で見られる露頭の變形」と断言された。<sup>(12)</sup> しかしながら、高群氏の解釈は次の点で問題がある。まず、家実を道家の客人と見なされる部分である。

『玉葉』嘉禎三年正月十四日条（高嗣記）に、「依此事自旧年、移渡武者小路猪熊亭給」とあるように、家実兼経

の婚姻にあたって、旧年より近衛殿から猪熊殿に移り渡っており、近衛殿の主人は兼経であると考えられるのである。よって、家実が近衛殿にいる道家を訪問したところで家実が道家の客人とはならない。また、兼経が道家を丁重に扱うのは当然である。なぜなら、道家は兼経の舅つまり義理の父であり、かつ現役の摂政なのであるから。さらに、兼経と道家との面談を「露頭の變形」と主張されるのもどうであろうか。露頭とは、ふつう舅が婿を親族に披露する儀式であり、<sup>(13)</sup> そのような次第は兼経と道家との面談からは読みとれない。道家が近衛殿を訪問したのは、兼経を婿取るためではなく、ただ兼経・仁子夫婦に挨拶しただけのことである。以上、近衛殿を道家の家と見なす高群氏の主張は非常に強引な解釈であると言える。

では、第一節で述べた婚姻形態の判断基準を念頭に置きつつ、近衛兼経の婚姻次第を正しく解釈して見よう。兼経の婚姻は、嘉禎三年（一二三七）正月十四日に行われた。その内容は、兼経の舅九条道家の日記「玉葉」で確認できる。婚姻の開始と差配の在り方が分かる部分から見ておこう。

「左府（兼経）被迎第二娘（道家女）、〔此四五年類以有被催召、必雖不可然、不能固辞（中略）〕、其義最密々了也、又平治例如入内、不足為例、承万（永万の誤り）、承安、建仁不快、仍今度無迎車、只自是可迎（送カ）遣之由、前閑白（家実有命、仍廻輕儀所致沙汰也、奉行家司藏人左佐高嗣、豫謁親経（俊の誤り）卿、

申<sub>二</sub>定其儀<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>彼殿<sub>一</sub>造送次第、予見了返給、殿方又移<sub>二</sub>付女房方<sub>一</sub>事、頗乖<sub>二</sub>愚案<sub>一</sub>、粗仰<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>了、申<sub>二</sub>尅許有長朝臣、高嗣參<sub>一</sub>近衛、見<sub>二</sub>廻女房<sub>一</sub>可<sub>二</sub>受取<sub>一</sub>之由、兼日雖<sub>二</sub>有<sub>一</sub>命、昨見廻之後飯来、戊剋出立、女房等遲参、漸臨<sub>二</sub>子剋<sub>一</sub>、漸令<sub>二</sub>寄<sub>一</sub>出車、

(中略)

〔高嗣記〕今夜左兼経(中略)、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>通<sub>一</sub>攝政殿御息女(中略)給<sub>二</sub>也<sub>一</sub>、代々婚嫁之例、多者為<sub>二</sub>執婿之礼<sub>一</sub>、或者為<sub>二</sub>新迎之儀<sub>一</sub>、平治建仁等、皆被<sub>二</sub>進<sub>一</sub>御迎車、彼例等不<sub>レ</sub>宜、仍有<sub>二</sub>檢儀<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>此可<sub>一</sub>有<sub>二</sub>御渡<sub>一</sub>也、(中略)檢<sub>二</sub>知女房御方<sub>一</sub>、(中略)兼可<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>取此御所<sub>一</sub>之由、雖<sub>二</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>必然、仍只見<sub>二</sub>廻之<sub>一</sub>(中略)、日来前関白殿御同宿也、依<sub>二</sub>此事自<sub>一</sub>旧年、移<sub>二</sub>渡武者小路猪熊亭<sub>一</sub>給(中略)、有<sub>二</sub>子午屋<sub>一</sub>、日来為<sub>二</sub>左府御方<sub>一</sub>云々、当時廊之北東、有三間四面卯酉屋、「日来前殿下御方也」、以<sub>二</sub>件所為<sub>一</sub>女房御方、母屋三ヶ間東第一間(中略)御所大狭、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>御装束之沙汰<sub>一</sub>、(中略)今夜御出儀、准<sub>二</sub>扨還雖<sub>一</sub>有<sub>二</sub>恐<sub>一</sub>、高陽院参<sub>二</sub>鳥羽院<sub>一</sub>給之時、偏被<sub>二</sub>准<sub>一</sub>臣下之例、其時前駈八人出車三兩也(下略)」

(一)内は筆者

近衛兼経が九条道家女(仁子)を迎えることになった。婚姻の開始は夫方で行われたのである。この点、前代とは対照的である。そして、婚姻の提案も夫の父家実から舅道家に出されたところが、婚姻を夫方主体で進めることに対して、舅である道

家は「不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然」と拒否反応を示している。道家にとって、婚姻は妻方を進めるべきものであると見なしているのが分かる。これに対して、家実<sub>二</sub>は夫方主導で行う婚姻を実現するために、嫁取婚の先例を探って道家を納得させようとした。すると、平

治、永万の藤原基実、承安の藤原基房、建仁の九条良輔の婚姻があった。しかし、これらの婚姻は良くない先例であった。すなわち、平治の婚姻例は、夫側から妻を迎えるための車を出しており、その行為が入内の如きもの、すなわち天皇が妻を迎えるときの方法と同じであり先例として参考とはならない。また、永万・承安・建仁の例もおそらく入内のごときものと見なされて、家実は「不快」と判断している。家実の先例調査によれば、当時の貴族が参考にすべき「良い」嫁取婚の先例は見つからなかったのである。そこで、家実の採った方法は、妻家側から直接車を出して夫の許に来て欲しい、というものであった。また、家実は仁子が居住する家の「造送次第」も道家にチェックさせた。道家は、結局この婚姻に同意した。ところが、仁子の婚姻行列は、天皇の勘気を恐れながらも、高陽院入内に准じて行われた。これは、つまり、妻を迎える形式の先例が兼経の婚姻以前、貴族社会には存在しなかったことを物語っている。婚姻行列は、舅の沙汰で行われたが、入内の如き嫁取婚を摂関家の家格である九条・近衛両家が行った点は、以後の婚姻の先例となっても不思議なことではなからう。

さて、婚姻は近衛殿の母屋で行われた。母屋の内、「子午屋」



は兼経、「卯酉屋」は女房の住居となった。「卯酉屋」は、もともと家実の住居だったが、家実は今回の婚姻にあたり、旧年より猪熊亭に移り住んでいたため妻の住居となったようである。そして、この住居は、費用は不明であるが夫方で作られたものである。これに対して舅道家は当初反対し、よって家実からは新居を舅方のものとするために、新居を舅方で受け取ってもらうよう再三道家に進めるが、結局道家は受け取らなかった。夫方主導を認めたのである。

二月一日には、「今夜左府北方、吉事之後行始也、可<sub>レ</sub>来<sub>レ</sub>此亭也、其間事一向左府沙汰也」とあるように、婚姻後はじめて仁子が道家の家に行き始める。そして、この「行始」はすべて夫兼経の沙汰であったのである。<sup>(1)</sup>以上のように、婚姻の開始は舅道家を含みながらも、兼経の父家実の主導で行われ、かつ、婚姻以後は夫兼経の差配によって事は執り行われたのである。夫方主導の婚姻であることは間違いない。

一方、全く舅の積極的関与がなかったかというところではない。正月二十七日を見ると、「此日前博陸始被<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>左府亭、女房等列<sub>レ</sub>居御前、前殿兩三度有<sub>レ</sub>祝言詞、此間女房自<sub>レ</sub>東面妻戸<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>贈物<sub>レ</sub>〔琵琶〕、(中略)左府候<sub>レ</sub>南面<sub>レ</sub>(中略)二位中納言取<sub>レ</sub>野劔<sub>レ</sub>參<sub>レ</sub>御前、(中略)次引出物馬二疋〔昨日余所<sub>レ</sub>遣之馬也〕、(中略)前殿前駆受<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>之」と記されている。家実が近衛殿に行つて仁子に祝いの言葉を述べ、道家から馬が家実に贈られ、また、女房からは琵琶を兼経からは劔が家実に贈られた

が、これは、前日条の「予沙汰遣之」という記述から、道家の沙汰によるものであったことが分かる。しかしながら、舅が婚姻に積極的に関与している事例はこの一例のみである。但し、同二十六日に、「今日左府吉事之後始出仕云々、先前博陸亭〔猪熊第堂〕、次被<sub>レ</sub>来<sub>レ</sub>此亭、(中略)予对面暫言談、自<sub>レ</sub>是可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>參内<sub>レ</sub>云々」とあるように、兼経は婚姻後、はじめに父家実次に舅道家を訪ね、道家の家(一条殿<sup>(2)</sup>)からそのまま内裏へ出仕している記事がある。しかし、これが婿取婚であれば、兼経はこのまま道家の家に居続けるのであろうが、翌二十七日には近衛殿に帰っていると見られる。なぜなら、前述の正月二十七日の記事から近衛殿にいる兼経を確認できるからである。舅の関与は前代と比べて非常に薄れてきていると言えよう。このような事態をさらに顕現させている事例として、先述した道家が近衛殿の兼経を訪ねている場面を挙げられる。道家は、「必雖、不可<sub>レ</sub>然、以<sub>レ</sub>事次<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>向始<sub>レ</sub>也」とあるように、舅が夫を訪ねるのは適当でないと判断したが、結局参内の次いでと称して訪ねることにした。婿取婚ではあり得ない事態に道家は戸惑っているようである。

上記兼経の事例は、儀式の側面から当婚姻を見てきたが、日常はどうであらうか。『玉葉』嘉禎三年(一二三七)七月二十七日条を見ると、兼経と仁子が道家を訪ねているが、普段夫婦は近衛殿に住んでいるのであろう。『岡屋関白記』寛元四年(一二四六)正月十七日条に、兼経と仁子がともに春日行事を

見物した後、近衛殿に帰っている記事が見られ、また、同書同年二月十二日条には、仁子が南都から近衛殿に帰っているから、夫婦の住居は近衛殿である。さらに、『平戸記』仁治三年（一二四二）三月二十八日条と同書寛元二年（一二四四）五月一日条によると、兼経と仁子の子が生まれているが、産所は近衛殿にある。例えば、『平戸記』寛元二年五月二日条を見ると、「参近衛殿、御坐御産所云々」とあり、産所は近衛殿に所在することが分かるし、『岡屋関白記』寛元四年六月二十六日条には、「今日女房産祈等始行之」、又仏眼供延行、申時許向近衛（即帰）とあり、仁子の産祈は、近衛殿で行われているからである。さらに注意すべきは、『玉葉』嘉禎三年九月十九日条に、「近衛北政所〔仁子〕産祈」とあり、妻が「近衛」の「北政所」と称されていることである。よって、夫婦の生活は夫方中心に行われていたと言える。

以上、婚姻儀式においては、夫方・妻方の関与の内容を比較することで、妻方主導と言うよりは夫方主導の婚姻であったと判断でき、また夫婦の日常生活も夫方で行われたと見られることから、兼経の婚姻は嫁取婚であったと結論できる。

近衛兼経と九条道家女との婚姻例は、嫁取婚を避ける傾向から認める方向への過渡期を示す貴重な事例と評価できる。この例は、夫方（兼経・家実）と舅（道家）の両者ともに撰関家に対等な関係である上に、何らかの政治的配慮によって例外的に嫁取婚の必要性を生じさせたわけでもない。嫁取婚を認める新

しい発想が見られるのである。時に嘉禎三年（一二三七）、十三世紀中葉よりやや早い時期のことである。

では、次なる問題として、鎌倉時代中期頃から嫁取婚が一般的になっているのかどうかを考えてみたい。

前掲史料「高嗣記」によると、「代々婚嫁之例、多者為執婿之礼、或者為新迎之儀」とある。道家家司の葉室高嗣によると一般的な婚姻形態は婿取りであるという。そして、一方で「新迎」なる婚姻形態の登場を確認できる。これは、どのような婚姻形態か不明であるが、嫁取婚と見て差し支えなからう。ところで、兼経と道家女との婚姻例が教えてくれるものは、嫁取婚を实行しても良いかどうかでわざわざ先例をチェックしなければならない点や、妻の迎え方で議論している点からも、たとえ嘉禎三年以前に嫁取婚が見られたとしても、嘉禎三年の時点では、嫁取婚ははまだ貴族社会において一般的でなかったことである。ただ、嘉禎三年以前に「新迎」なる嫁取婚が見られ始めたことは注目すべきであり、一般的とは言えないながらも徐々に嫁取婚成立の下地は整えられていたと考えられる。例えば、兼経の婚姻より一足早い、『民経記』天福元年（一二三三）四月曆記二十日条に、「今夜司農少卿（藤原信光）〔密々〕迎女、可為妻室云々、以北対白地为居所」とある。これは、藤原信光が妻を迎え、信光兄経光の家の隣に夫婦で住んでいる例であるが、特に非難されるべき婚姻ではなかったものと見られるのである。

しかしながら、嘉禎三年をひとまず公家の婚姻形態を考える上での画期と認められるとすれば、それ以降に果たして嫁取婚が見られるのかどうかという点が次の問題となろう。そこで、嫁取婚と確認し得る事例を挙げてみよう。

康元元年（一二五六）正月の近衛基平と藤原公相女との婚姻である。基平の日記『深心院閨白記』同年同月十四日条を見ると、「今日右大臣姫君被<sub>レ</sub>来、子細大閤若令<sub>レ</sub>記給敷」と書かれている。婚姻の開始は公相女が基平の近衛殿にやって来る嫁取りの形式をとっている。そして、子細は基平の父兼経の日記『岡屋閨白記』に詳しいようだが、残念ながら当該部分は残存していない。しかし、基平の婚姻は恐らく父兼経の嫁取婚をならったものと考えられよう。次に、二十日の記事を見ると、「参<sub>ニ</sub>向前太相府<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>引<sub>ニ</sub>細馬二疋<sub>一</sub>、於<sub>ニ</sub>右相府<sub>一</sub>又有<sub>ニ</sub>贈物<sub>一</sub>〔野劍〕とある。それによると、基平は、舅公相の父実氏のもとへ参り、実氏からは細馬を、舅公相からは野劍の贈り物があったことが分かる。同年二月四日には、基平叔父の鷹司兼平からも贈り物があった。翌五日には、「女房行始（中略）被<sub>レ</sub>渡<sub>ニ</sub>右相第一〔今出河〕とあるように、妻の公相女が公相第一（今出川殿）に行き始める。夫基平が舅の家に行くのではない。三月六日条を見ると、「相<sub>ニ</sub>具女房<sub>一</sub>、内々参<sub>ニ</sub>向右相府<sub>一</sub>、暫可<sub>ニ</sub>居住<sub>一</sub>也」とあるから、一旦公相女は公相第から基平の近衛殿に戻ったようで、三月六日から基平は新婦とともに実氏の冷泉富小路殿に居住した。しかし、そのまま舅方に新婚夫婦が居住したわ

けではなく、十四日には、「自<sub>ニ</sub>冷泉第<sub>一</sub>、歸<sub>ニ</sub>参近衛殿<sub>一</sub>」という記事からも、夫婦ともに近衛殿へ帰っていることが分かる。

そして、その後は原則として夫婦ともに近衛殿で生活をしていると思われる。それを示す徴証として、婚姻以後、基平の親族がたびたび近衛殿にいる基平を訪ねている事実がある。文応元年（一二六〇）正月三日を嚆矢として、同年正月九・十三・十四・十六・十八・二十五日・二月十七日・三月四日・四月二十二日・四月二・二十五日・五月十日と頻繁に、基平の叔父兼平あるいはその子基忠が、近衛殿にいる基平を訪ねている。また、同年二月六・八日条には、基平が母仁子の烏丸殿に行つて近衛殿に帰っている記事が見えるし、同年同月十四日には、母仁子が烏丸殿から近衛殿に帰っている記事がある。

弘長二年（一二六二）四月三日には、基平は家司の平時仲邸に移り、文永二年（一二六五）正月二十三日には、基平の女房源通能女・母・女子も平時仲邸に移っている。これは恐らく二月十三日の通能女の出産にあたり、時仲邸がその産所に選ばれたからであろう。出産後、同年三月五日に基平・女房（源通能女）・母仁子と一緒に近衛殿に帰っている。その間、妻公相女の所在は不明であるが、少なくとも、弘長二年まで基平夫婦と一緒に近衛殿に住んでいたと見て良いであろう。そして、文永三年（一二六六）七月二十七日に基平は近衛殿にいたことが確認され、同五年（一二六八）閏正月二十一日・二月十二日には、母仁子が基平の近衛殿に来ている。妻の出産の場合は、夫婦共

に産所に移り、出産後は夫の本第に戻ることもからず、普段の妻の所在は夫の家であったと言える。ちなみに、公相女は子を持たないために、通能女のような産所への移動等の記事が見られないのであろう。公相女はふだん基平の近衛殿で生活をしていてと考えられるのである。

ところで、基平・公相女夫婦に対して、基平の父兼経がどのように関わっているのかを示す記事は見られない。その最大の原因は、康元元年（一二五六）の基平夫婦の婚姻直後に兼経は亡くなってしまふからである。兼経の死去の日時は正嘉三年（一二五九）五月四日であるが、康元二年（一二五七）には病気になるって出家しているし、これより早く、康元元年十一月二十三日（『経俊卿記』）にはすでに岡屋に移っていることから、兼経と基平夫婦との関係を見る場合、康元元年正月から同年十一月までの十ヶ月間だけかからないのである。ちなみに、兼経が岡屋に移ったのは、基平夫婦が近衛殿に居を構えたからではなく、『経俊卿記』正元元年（一二五九）五月四日条に、「今日申刻入道殿下〔御年五十歳〕御薨去、自去去年御所勞、以岡屋可為御終焉之地之由兼被定云々、而聊有御減、去比御上洛、其後御所勞増氣、遂於近衛殿令薨給」とあるように、死期を悟った兼経が臨終の場所として岡屋の地を選んだからである。兼経は、岡屋に一旦移ってから体調が回復して近衛殿に帰ったのであるが、結局そのまま近衛殿で亡くなってしまった。この事実からも、生前の兼経の居住場所は近衛殿であり、基平

夫婦と同居していたと考えられる。

基平の婚姻も、儀式・日常両側面から嫁取婚であると言える。儀式も日常も婿取り式である前代の婚姻形態とは対照的であると見える。仮に基平の婚姻が婿取婚であると言うならば、舅公相第に行ったのは妻ではなく夫の基平でなくてはならないし、平安時代末期から鎌倉時代初期の事例のように、普段も舅方で生活をしている事実が必要である。

ところで、兼経・基平ともに近衛家であるため、それらをもって鎌倉時代中期の一般的な婚姻形態であるとみなせるのか、という問題が残ろう。そこで、嫁取婚の定義で必要な基準の一部を満たす事例を挙げて嫁取婚の傍証史料としておこう。『平戸記』延応二年（一二四〇）正月二十五日条に、「今夜左大將殿女房行初也、渡殿下御所」とあるように、鷹司兼平の妻が、夫宅から兼平兄近衛兼経に挨拶に行っている例がある。それから、『勘仲記』弘安五年（一二八二）九月二十一日条には、勘解由小路兼仲夫婦が同道して、「勘解由小路経持宿所」で精進を始め、その宿所から女房が「進発」し、兼仲は「中御門宿所に帰る」とあるが、これは兼仲夫婦がふだん勘解由小路の家に住んでいる事を示している。また、『勘仲記』弘安五年（一二八二）三月九日条には、「左大將殿（兼忠）姫君御湯始、殿（基忠）、先殿（兼平）、入御烏丸御座所」とあり、鷹司兼忠の妻が夫方で出産しているが、生まれた子の湯始めも夫方の沙汰と思われる。『実躬卿記』正応元年（一二八八）正月十日条

には、藤原実躬の妻が実躬の家に「行始」めており、恐らく婚姻の開始かと思われる。そして、同書永仁二年（一二九四）二月二十三日条には、実躬夫婦が物詣に行つて（実躬の）家に帰るとあるから、ふだんも妻は夫方で生活していると見られる。

また、『勘仲記』正応五年九月二十七日条に、「参殿下」「九条殿」とあるように、九条忠教が妻方ではなく忠教の本第九条殿に住んでいる例も見られる。これらの事例は直接的かつ具体的な婚姻記事ではなく、日常の一端もしくは儀式的端緒から嫁取婚の可能性を確認した傍証史料に過ぎない。管見の範囲では、現存している鎌倉時代中期以降の史料（未刊史料も含めて）には、直接的な婚姻関連記事を見つけることができなかった。しかしながら、先の近衛基平の婚姻例と合わせて、嘉禎三年（一二三七）以降に嫁取婚が見られ、一般化していると見なしても差し支えなからう。

ところで、嘉禎三年以降にも若干、婿取婚の徴証はある。日常生活をどのように送っているかは分からないが、舅の家で露頭を行っている例として、正応二年（一二八九）の正親町実明と三条公貫女との婚姻がある。

平安時代末期から続いている婿取婚は、鎌倉時代全般に渡つて散見されるものの、嫁取婚を是とする認識が嘉禎三年（一二三七）に登場し、かつそれ以降にも多く嫁取婚の徴証は見られるのである。

## 五 おわりに

では、最後にまとめと若干の補足をして稿を閉じることになたい。近衛兼経の婚姻（嘉禎三年（一二三七））は、妻方主導の婚姻（婿取婚）から夫方主導の婚姻（嫁取婚）への転換期に当たる。その転換は、入内の如き嫁取婚が避けられる時代から入内に准じて行われる時代への変化の事実からも補強できる。そして、兼経以後の婚姻形態は婿取婚というよりは嫁取婚が一般的であったと見た。よつて、公家においては、室町時代ではなく鎌倉時代中期にはすでに嫁取婚が成立・一般化していたと結論する。

では、どのような背景のもとに嫁取婚は成立したのであろうか。先学によると、嫁取婚成立の根拠は武家の場合しか述べられておらず、それとて「遠隔地間での婚姻だから嫁取婚にならざるを得ない。」という説明のみである。しかし、それでは「なぜ、近くても公家の場合嫁取婚になるのか」の説明がつかないのである。嫁取婚成立の最も重要な前提条件は、本邸の成立であろう。そして、最近の研究に基づけば、家産の父系直系継承が鎌倉時代初期には確立されることが指摘されており、さらに金井静香氏によると、近衛・九条家分立の頃が単独相続化への変革の画期とされていることから、継承の在り方と相続制度の変化の両側面も嫁取婚の成立とは無縁のものとは言えない。

いであろう。

註

(1) 石井良助「中世婚姻法」(『日本婚姻法史』)、高群

逸枝「招婿婚の研究」、『平安鎌倉室町家族の研究』。

牧英正・藤原明久編『日本法制史』(青林法学双書)。

坂田聡「中世の家と女性」(『岩波講座日本通史』第八卷中世二)。この図式に対し批判されたのが、古代から嫁取婚の存在を認められる江守五夫氏(民俗学・民族学)である(『日本の婚姻 その歴史と民俗』『家族の歴史民族学』)。しかし、本稿は法制史的立場から論じるため特に氏の説に注意を払っていない。また付言すれば、氏の説の特徴は、地域差の重視と庶民層を検討対象の中心にされているため、本稿で氏の説に注意を払っていないのは尚更である。

(2) 前掲石井書、高群書。

(3) 前掲『日本法制史』一三七頁、植田信廣氏執筆分。

また、脇田晴子氏も公家の嫁取婚成立時期を南北朝時代以降とされる(『日本中世女性史の研究』)。しかし、論拠は不明であるため、氏の前提には先学の示した通説があったものと見られる。

(4) 栗原弘「高群逸枝の婚姻女性史像の研究」。なお、『経営所婿取婚』『擬制婿取婚』に対する批判は、そ

れぞれ第三・第四節で行う。

(5) 前掲高群書一〇七二頁。

(6) 全文を掲げておく。

庚戌伝聞、大納言実定卿、去九日可嫁邦綱女、「件女主上御乳母也、別当三位是也」、仍臨夜前駈二人「雅亮今一人不聞其人」車并出車二両送邦綱六条亭、而忽称有風病氣、返送迎車并共人等了、但子細頗不審、邦綱卿日來在備前国、今日上洛、但不帰六条家、在相物家、「謂相物者、則是実定卿妹公能公女也、白川殿女房也」、然間左馬頭重衡「禪門子也、則是邦綱算也」、入來有密語、其後邦綱送書於六条家、其後忽返迎車了云々、不便々々、彼実定卿家焼亡之後、借居姉女房冷泉院局家、世間頗以願謗歎、是彼女房邦綱相物也、彼家邦綱所授彼女房也、而此娶之間事、又在人口之虞、其間事等不便、弥以人口不安歎、可彈指々々。

(7) 『日本中世の家と親族』二九五頁註一五。

(8) また、良い嫁取婚を先例として挙げられなかったことは、当時の公家が古代の先例をも引用する事を考えると、古代には良い嫁取婚のみならず、悪い嫁取婚すらなかったことを示していると言えよう。

(9) 石井氏・高群氏『家族と結婚の歴史』等。

(10) 前掲高群書。

- (11) 『玉葉』嘉禎三年二月十七日条。
- (12) 前掲高群書二八二～二八三頁。
- (13) 栗原弘「露頭」(比較家族史学会編『事典家族』)。
- (14) 但し、もともと出車・女房の褂は道家が沙汰しようとしたが、すでに兼経の沙汰によって出車は寄せ終わったという経緯がある。
- (15) 『玉葉』嘉禎四年二月七日条に「帰一条」とある。
- (16) 政治史の観点からは、道家の当時の政治的立場が原因でこの婚姻が成立したと説明されるが(上横手雅敬『鎌倉時代政治史研究』)、だからといって嫁取婚になる必然性はないと考える。
- (17) 『葉黄記』(史料纂集)の当該部分を見ると、本文引用史料中「新迎」の語句を「親迎」と読ませる諸本を紹介しているが、婿取婚と対置させる用語は嫁取婚であるため、文脈上「新迎」を妥当と考える。
- (18) 「大殿(兼経) 御所旁大事之間、今日御出家云々」(『経俊卿記』康元二年三月八日条)。
- (19) 勘解由小路は中御門大路に隣接しており、両通りの間に兼仲の家はあったと考えられる。
- (20) 文中「烏丸御座所」は、兼平家司の信輔宅である(同書弘安六年十月二十七日/十一月三日条)。
- (21) 『実躬卿記』正応二年(一二八九)八月五日/二十  
八日条。
- (22) 前掲石井書。
- (23) 例えば、近衛家の場合、『猪隈閑白記』建仁三年(一一〇三)八月十八日条に、「殿下(基通) 今日令渡居北殿(應司室町也) 給、此殿下官(家実) 可居之故也」とあり、それ以後家実は近衛殿から別の邸に移った形跡はないため、建仁三年は近衛家にとって本邸が成立した年に当たると言える。
- (24) 高橋秀樹氏によると、家記や家文書を家産とした父系直系継承が平安時代末期から登場したと言うが(前掲高橋書)、金井静香氏によると、鎌倉時代初期には家領も家産に含まれるようになったとされる(『中世公家領の研究』第二章「中世の相統制度と公家領」)。
- (25) 前掲金井書。(龍谷大学大学院 日本中世史)